

事務連絡
平成 29 年 8 月 9 日

内閣府 男女共同参画局推進課
厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」という。）及びマイナポータル¹の試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示、
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り、表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

それらの基本的な対応等について、別添 1 及び別添 2 のとおり地方公共団体に通知していますので、貴課におかれては、不開示措置が確実に実施されるよう、下記の事項について各地方公共団体の相談窓口に対して周知の上、相談者に 2 の対応を促すよう御配慮方お願いいたします。

記

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ②加害者が DV・虐待等被害者の代理人である*又は DV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」という。）を置いたまま避難しているケース

*マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

- (1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等において個人番号を提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出ること。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際に個人番号を記載するか否かに関わら

ず、当該被害者の支援を行う者から申し出ること。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うこと。

(3) 必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うこと。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行うこと。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意すること。なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能である。

3. 2 (2) (3) に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178（無料）

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/contact/index.html>